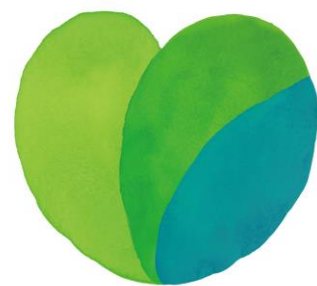


長野県における 困難な問題を抱える女性をめぐる 現状と課題



しあわせ信州

長野県こども・家庭課

はじめに 女性保護事業の概要

1 根拠法令

- (1) 売春防止法（昭和31年法律第118号）
- (2) 配偶者等からの暴力等の防止及び被害者の保護に関する法律
（DV防止法、平成13年法律第31号）
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
（令和4年法律第52号、令和6年4月1日施行）

改正のポイント：旧法総則、第4章（保護厚生）に関する規定の改正、移行

- ・基本方針（第7条）、基本計画の策定（第8条）
- ・支援調整会議の設置（第15条、努力義務） 等

2 関連計画（長野県）

- (1) 第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画（R3-R7）
- (2) 第5次長野県男女共同参画計画（R3-R7）

3 機関・相談員等

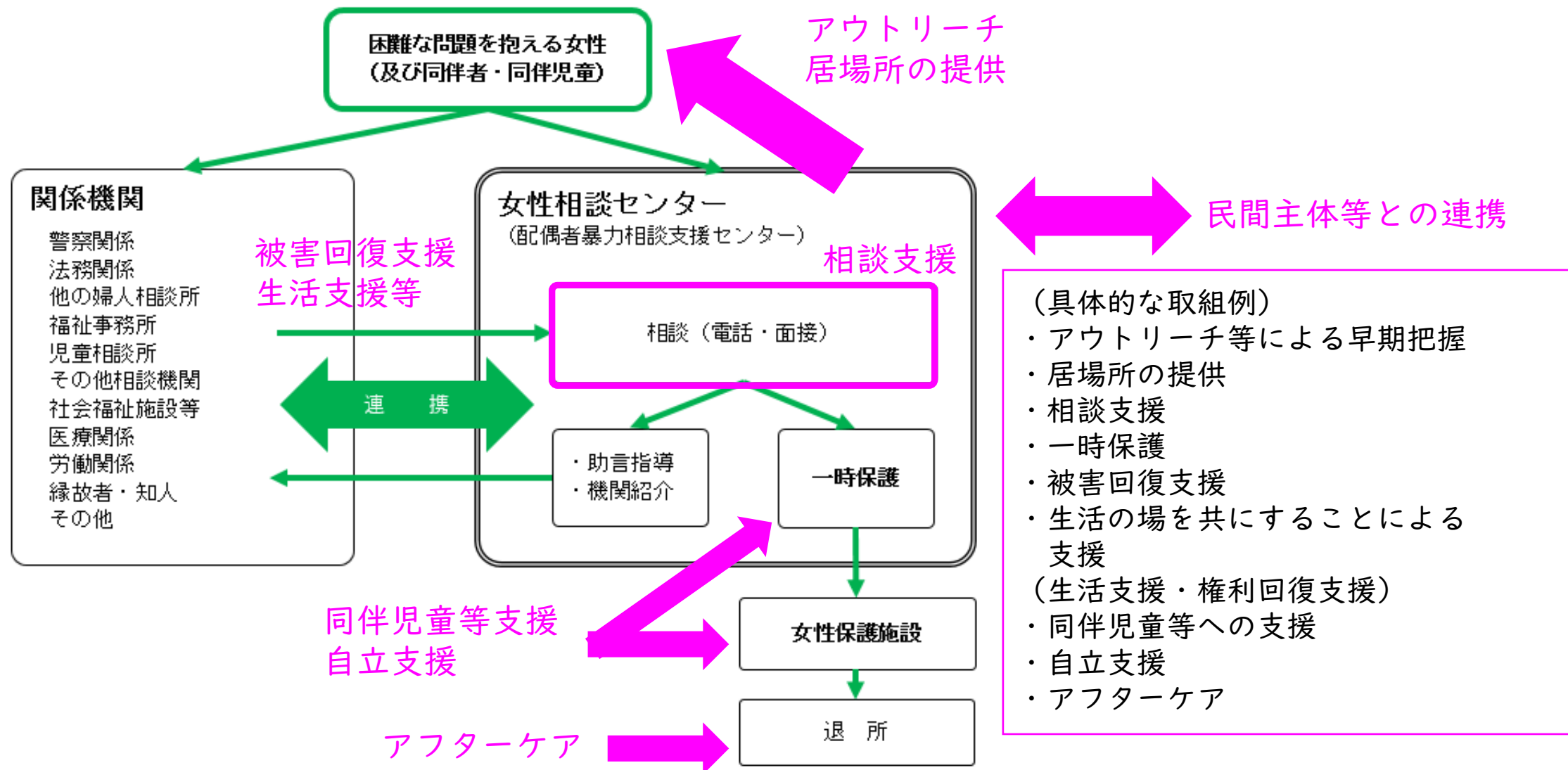
- (1) 女性相談センター : 県1か所
- (2) 女性相談員 : 県女相2、福祉事務所10所10名、19市25名
- (3) 配偶者暴力相談支援センター : 県女性相談センター、
(DV防止法) 県男女共同参画センター「あいとぴあ」、安曇野市

※困難女性支援法の施行（R6.4.1）に伴う名称変更

旧売春防止法	婦人保護所	婦人相談員	婦人保護施設
女性保護事業実施要領 (長野県)	女性相談センター	女性相談員	女性保護施設
<u>困難女性支援法</u> <u>(R6.4.1施行)</u>	<u>女性相談支援センター</u> <u>(第9条、県必置)</u>	<u>女性相談支援員</u> <u>(第11条、県必置)</u>	<u>女性保護支援施設</u> <u>(第12条、任意)</u>

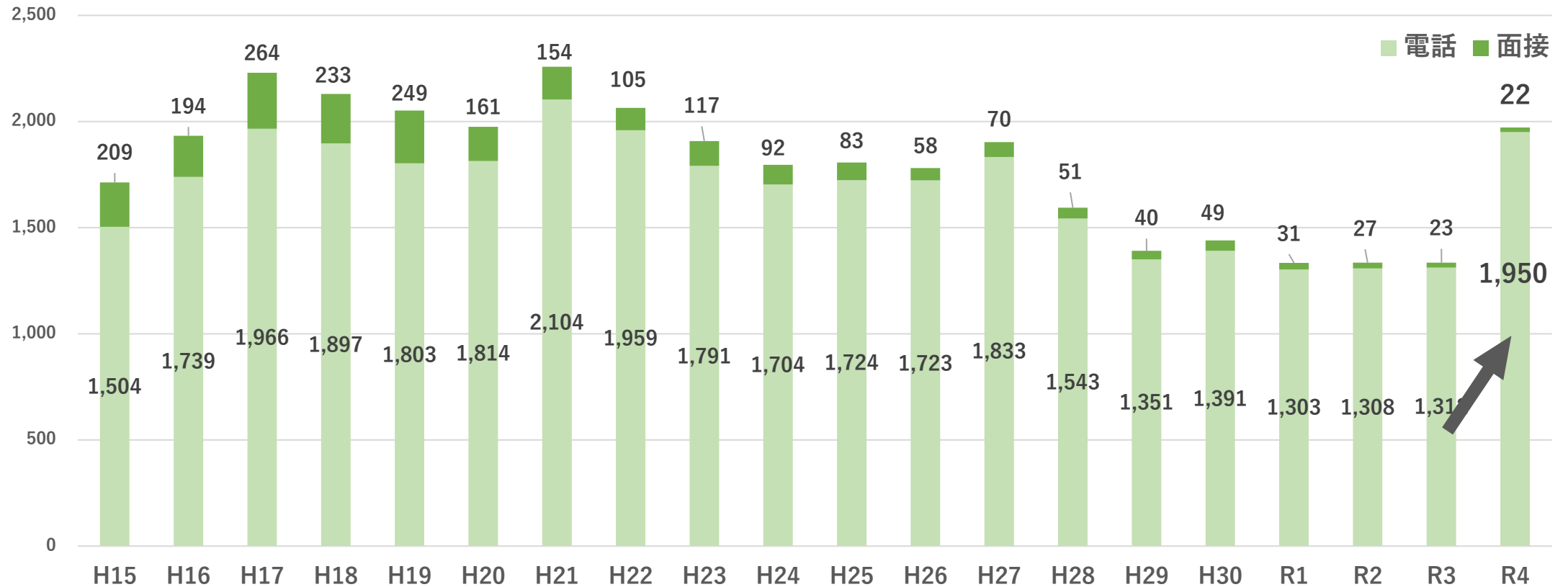
なお、資料においては現行の長野県事業による名称等を用いる。

4 女性相談・保護の相談系統図（イメージ）



I 女性相談センターへの相談状況

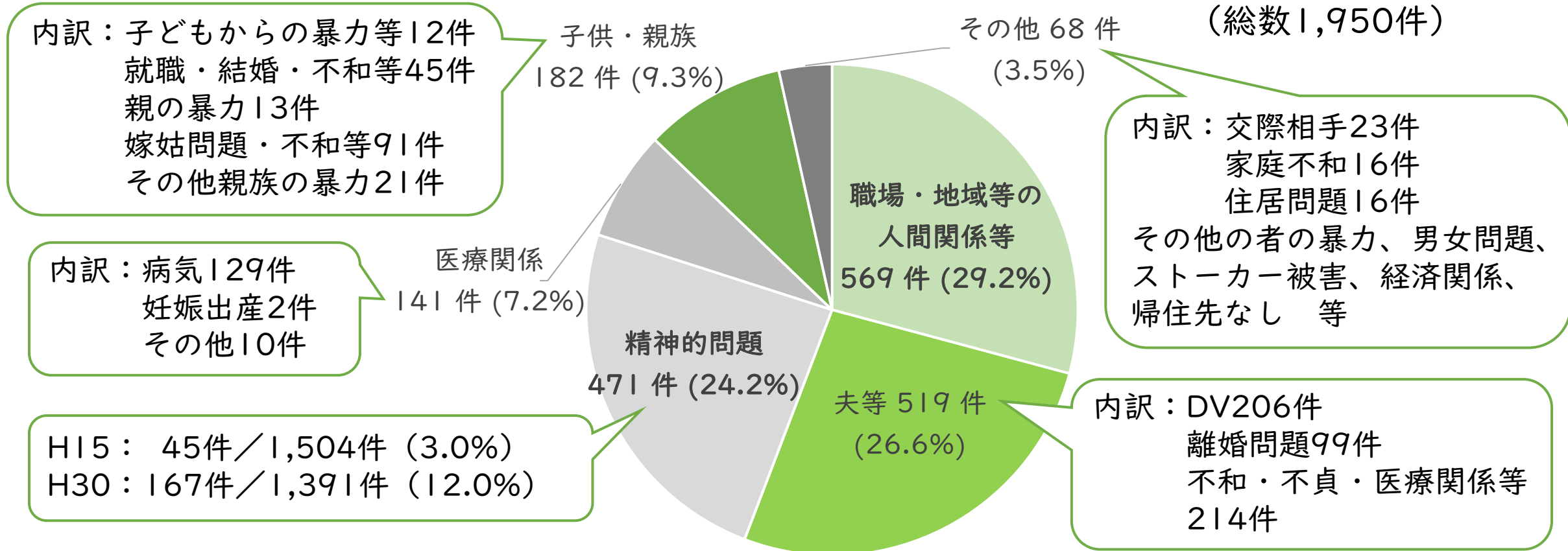
I. 電話・来所相談件数の推移



(参考：R4年度相談実人数…電話966人、面接22人)

I 女性相談センターへの相談状況

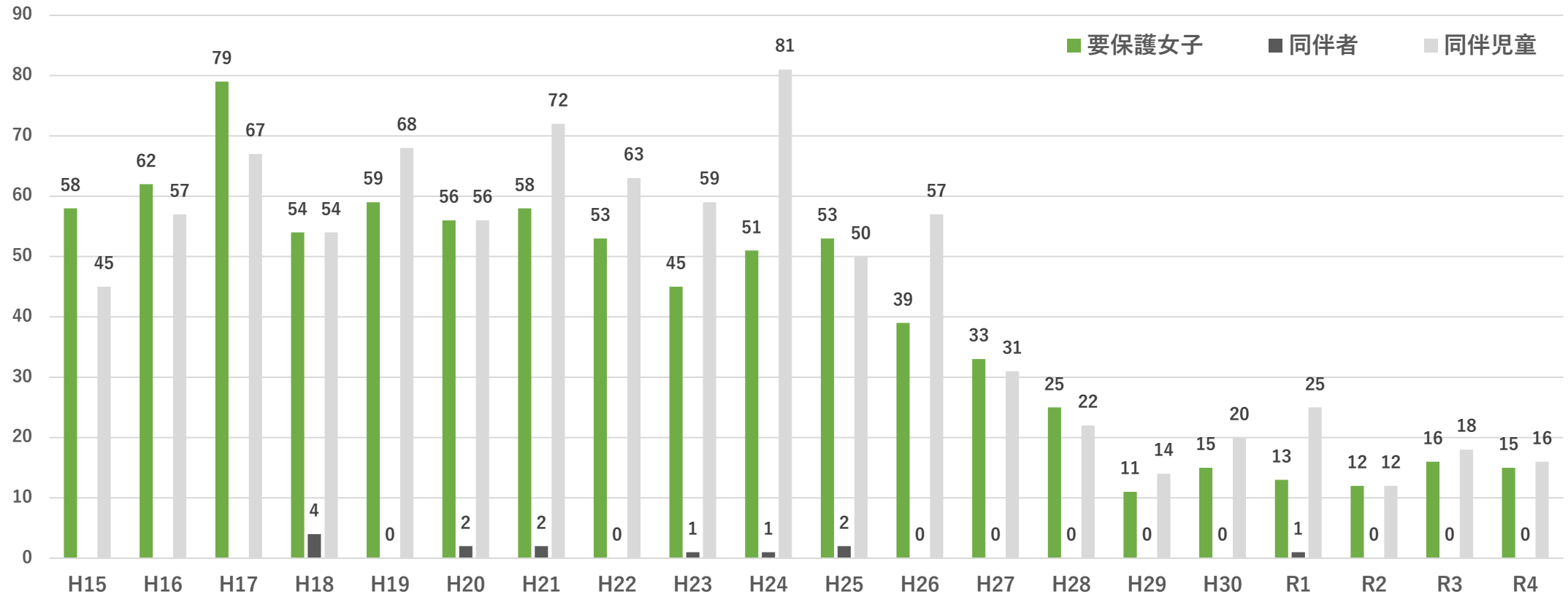
2. 相談内容（令和4年度）



※面接相談（来所、訪問）22件のうち19件（86.4%）が「夫等からの暴力」

Ⅱ 女性相談センターにおける一時保護の状況

Ⅰ. 一時保護件数の推移（本人・同伴家族。一時保護委託含む）



令和4年度新規入所者：要保護女子15（DV12）、同伴児童16（DV15）

同伴家族：乳児4、幼児10、学齢児2

II 女性相談センターにおける一時保護の状況

2. 一時保護の入所経路・理由（令和4年度）

入所経路：福祉事務所等14件（うちDV11件）、その他社会福祉関係機関等1件（同1件）
本人、知人又は警察等から入所に至る事例が減少。

入所理由：夫等の暴力12（80%）、親の暴力1、その他親族の暴力1、帰住先なし1

一時保護を行った要保護女子の内訳の推移 ※（）内はDV再掲

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
H30	0	0	8（4）	2（2）	5（5）	0	0	15(11)
R1	0	0	6（5）	6（5）	2（1）	0	0	14(11)
R2	0	0	5（3）	3（3）	3（2）	1	0	12(8)
R3	0	0	6（3）	7（6）	2（2）	0	0	16(12)
R4	0	2	6（6）	3（3）	3（3）	0	1	15(12)

Ⅱ 女性相談センターにおける一時保護の状況

3. 一時保護の在所期間（令和4年度）

在所期間	人数	うちDV
1日～5日	4人	3人
6日～10日	3人	3人
11日～15日	6人	4人
16日～20日	1人	1人
21日以上	1人	1人
計	15人	12人

平均在所日数：10.6日

4. 一時保護後の状況（令和4年度）

※（）内はうちDV

女性保護施設入所4人（3人）、帰宅2人（1人）、帰郷・帰国2人（1人）、
公営住宅・民間住宅1人（1人）、住込就労1人（1人）、
その他社会福祉施設等5人（5人）

II 女性相談センターにおける一時保護の状況

5. 一時保護委託契約

DV被害者緊急避難支援事業（H15.12.17～、県単独事業）

対象者はDV被害者及び同伴児童等で、女性相談センター所長又は保健福祉事務所福祉課長、男女共同参画センター所長が認めた者で、かつ本人が利用を希望した場合。

女性相談センター所長が契約した委託施設に対し、連続する5日間を限度とし、一人あたり一日2千円の委託料を支払う。

令和4年度は9世帯18人を延べ82日間保護。

6. 外国人女性の保護状況

人身取引被害者一時保護件数 ※H30～R4年度…事例なし

年度	H25	H26	H27	H28	H29
人数	2	1	3	3	1

Ⅲ 県・市の福祉事務所等（女性相談員）への状況

1. 女性相談員の配置状況（令和5年4月1日現在）

(1) 県 ①女性相談センター2名 ②福祉事務所10所に各1名（計12名）

(2) 市（福祉事務所等） 19市計25名 ※R5.4県内全市に1～2名配置

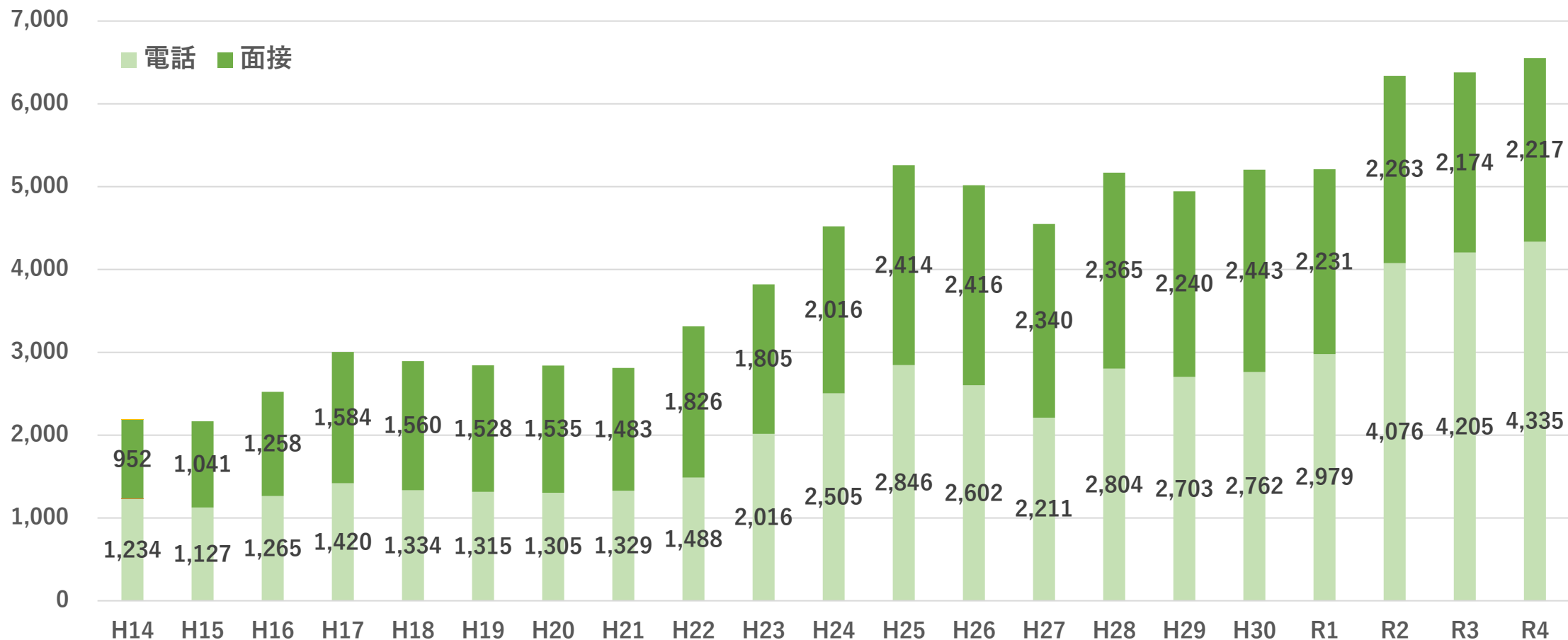
（傾向）

- ・ 県内の女性相談員のほとんどが非正規（会計年度任用）職員
県福祉事務所10名と、市のうち16名（64.0%）が母子・父子自立支援員等を兼務
- ・ 経験年数は平均約3年8か月。3年未満の者が21名（56.8%）
5年以上が9名（24.3%）、うち10年を超える者が3名（すべて市）
- ・ 年代別では60代が16名（43.2%）、50代が13名（35.1%）、
70歳以上1名を加えた30名（81.1%）が50歳以上の者。30代以下は1名

Ⅲ 県・市の福祉事務所等（女性相談員）への状況

2. 電話・来所相談件数の推移（延べ件数） ※県・市合計

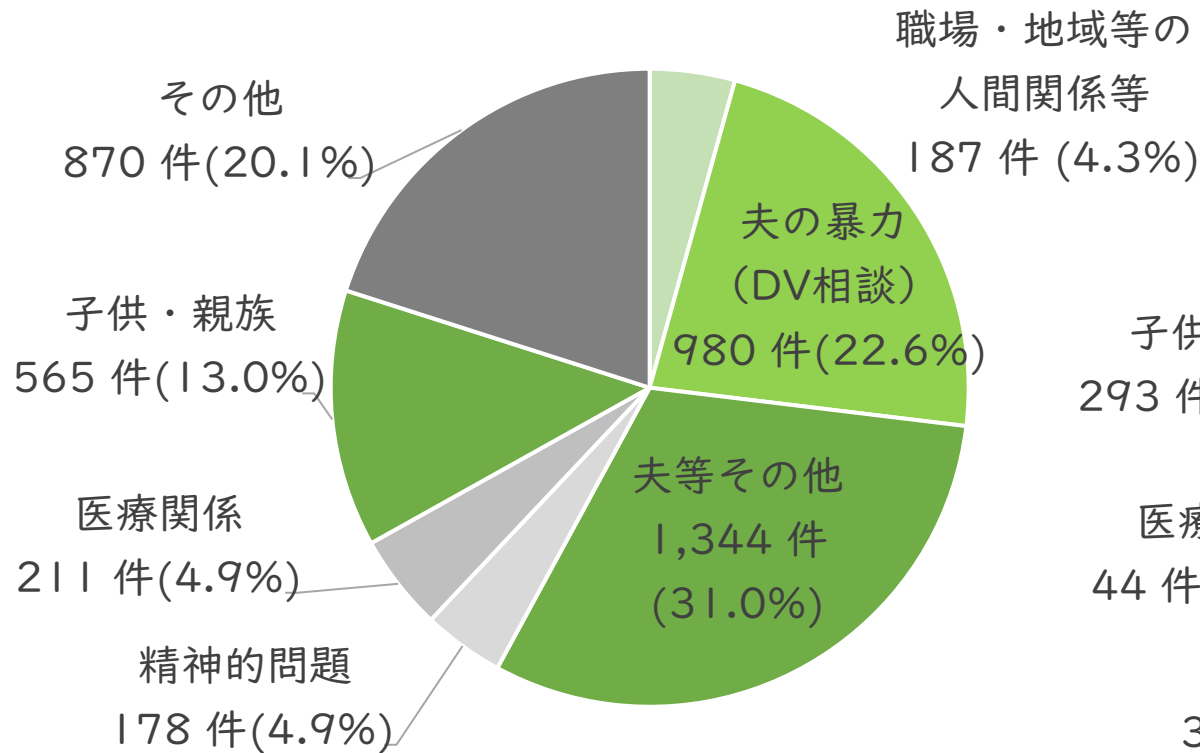
県福祉事務所全所への相談員配置（H14年度）以降、特に電話相談件数が増加。



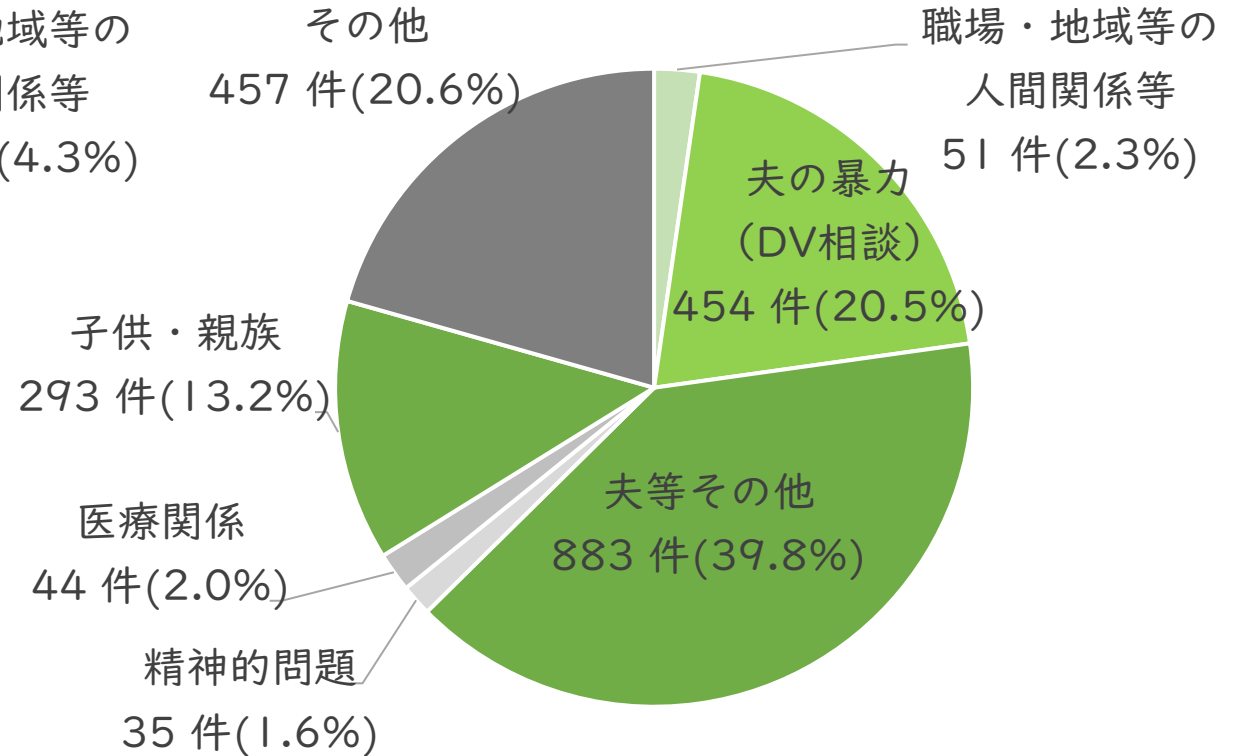
Ⅲ 県・市の福祉事務所等（女性相談員）への状況

3. 電話・面接相談件数内訳（令和4年度）

電話：4,335件



面接：2,217件

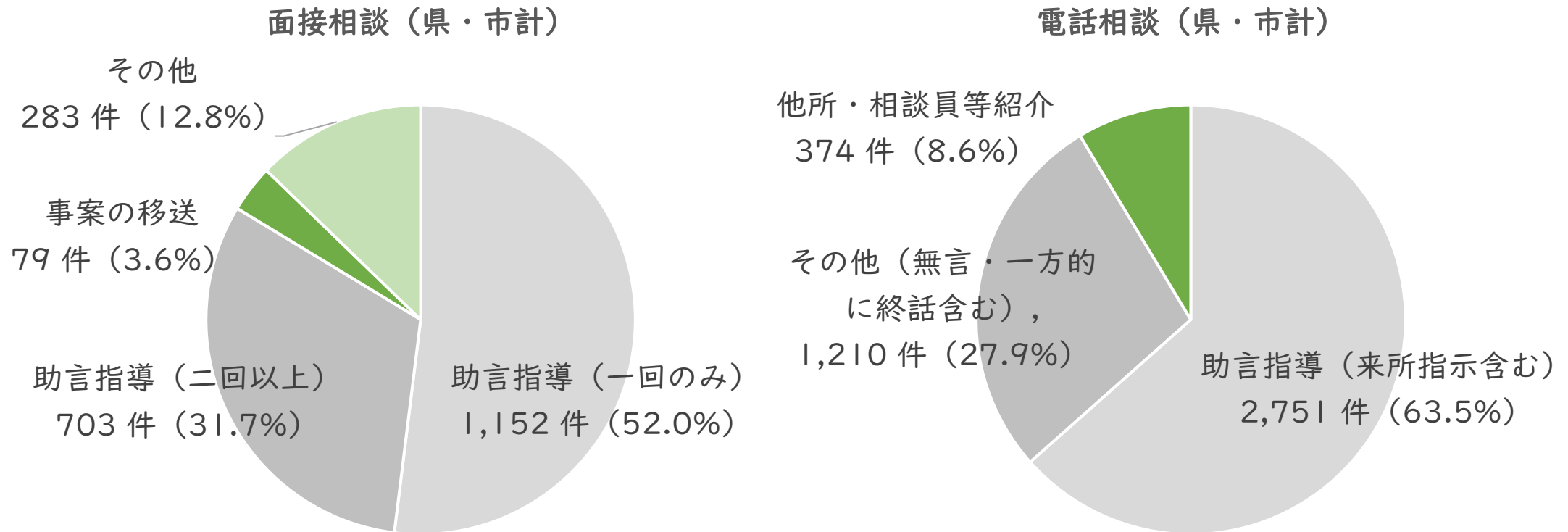


電話・面接ともに夫との関係（DV、その他）に関する相談が半数前後。

「その他」は経済関係（収入、就職、手続について等）の相談など。

Ⅲ 県・市の福祉事務所等（女性相談員）への状況

4. 相談案件の処理状況（令和4年度）



「助言指導」に留まるものが多数を占める。

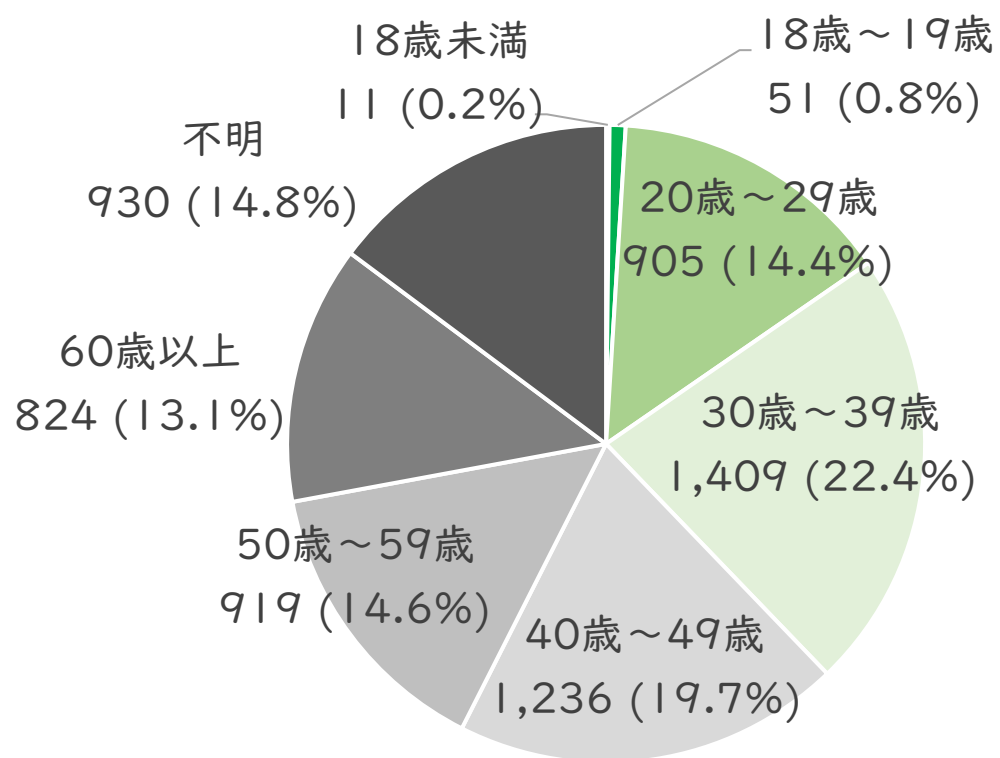
面接相談においては、「助言指導」の約4割が二回以上。

Ⅲ 県・市の福祉事務所等（女性相談員）への状況

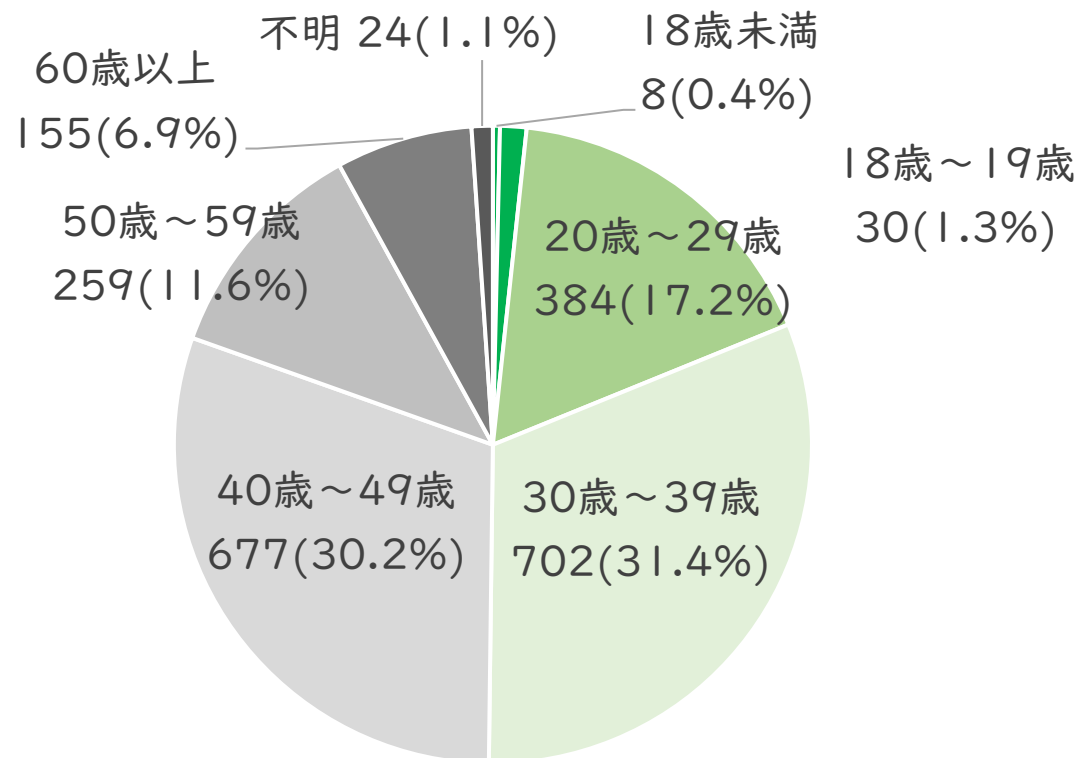
5. 相談者の年代別件数（令和4年度）

※県、市の福祉事務所等及び女性相談センターの相談件数内訳

電話：6,285件



面接：2,239件



6. その他窓口への相談状況

長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートなごの」相談件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規案件数（件）	70	72	74	91	100	112	113
過年度受付事案の継続対応 案件数（件）	—	10	8	15	13	14	13
述べ相談対応回数（回）	219	378	325	433	442	557	690

※H28.7.27開設（初年度は約8か月）

児童虐待・DVホットライン相談件数

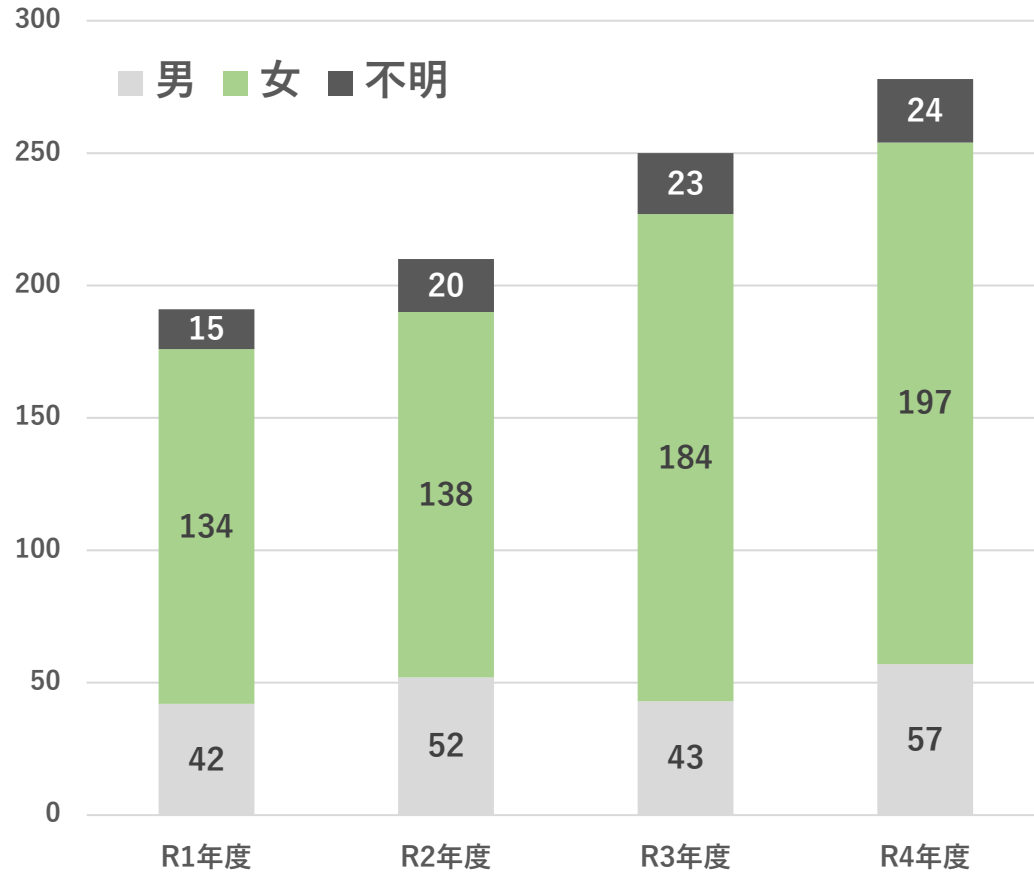
	相談種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童関係	児童虐待	172	154	198	230	166
	養育	121	147	120	127	117
	その他(*1)	696	2,370	869	947	794
	小計	989	1,039	1,187	1,304	1,077
配偶者間暴力 等関係	DV被害	58	43	53	30	30
	夫婦問題	30	28	54	42	90
	親族の暴力	12	11	13	14	15
	その他(*2)	47	44	82	67	75
	小計	147	126	202	153	210
その他(*3)		88	60	133	238	188
合計		1,224	1,225	1,522	1,695	1,475

* 1 : 「児童相談所に直接連絡を取りたい」などの取り継ぎ等

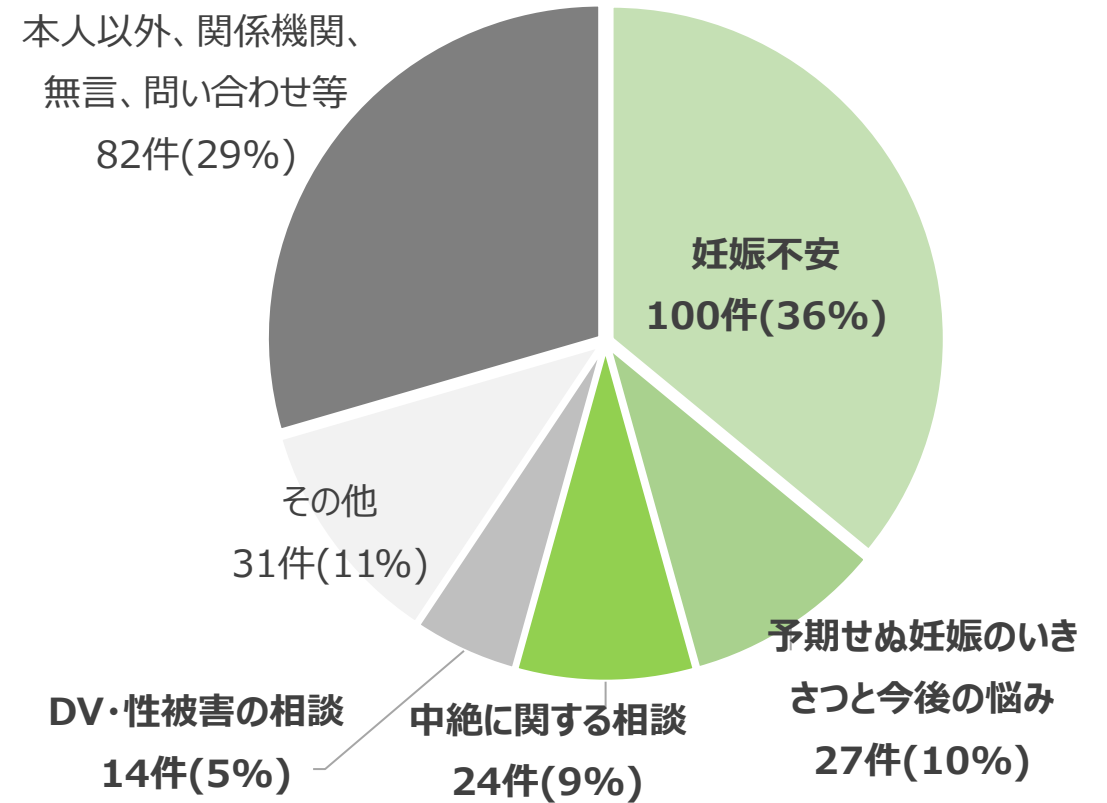
* 2 : 親族関係、近隣関係、友人関係の相談等

* 3 : 問い合わせ電話等（無言電話を除く）

にんしんSOSながの相談件数



R4年度 相談内容内訳

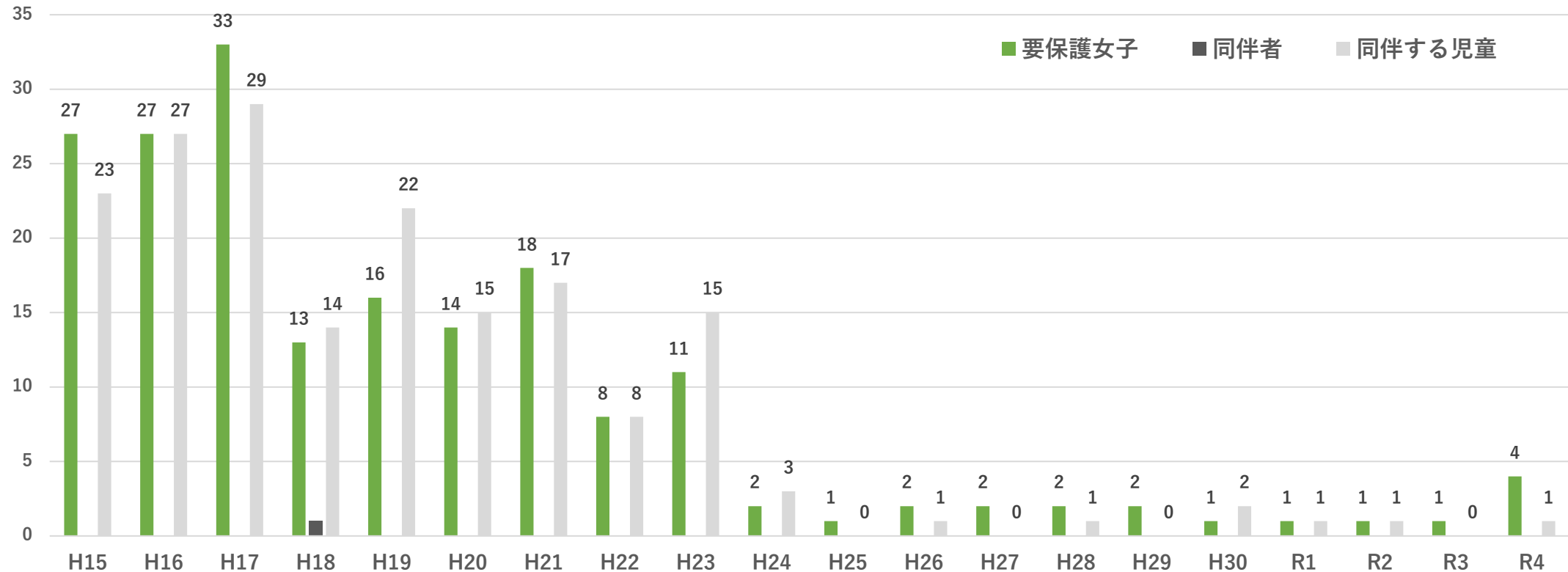


IV 女性保護施設への入所者の状況

1. 女性保護施設の設置状況

県立ときわぎ寮（定員20名）

2. 女性保護施設の入所者数推移（年度中の入所人員）



Ⅳ 女性保護施設への入所者の状況

3. 在籍者の入所理由（令和4年度）

施設入所者4名のうち、夫等の暴力3、その他親族の暴力1

4. 女性保護施設の入所者の退所先（令和4年度）

※（）内はうちDV

帰郷1人（1人）、その他社会福祉施設等1人（1人）、
住込就労1人（0人）、年度末在所者1人（1人）、
帰宅0人（0人）、公営住宅・民間住宅0人（0人）

IV 女性保護施設への入所者の状況

5. 女性保護施設の退所者の入所期間の状況（令和4年度）

在所期間	人数	うちDV
1ヶ月未満	2人	1人
1ヶ月以上2ヶ月未満	1人	1人
2ヶ月以上3か月未満	1人	1人
計	4人	3人

平均在所日数：37.5日

6. 長野県内における支援施設（令和5年4月1日現在）

母子生活支援施設 3施設、自立援助ホーム 2施設

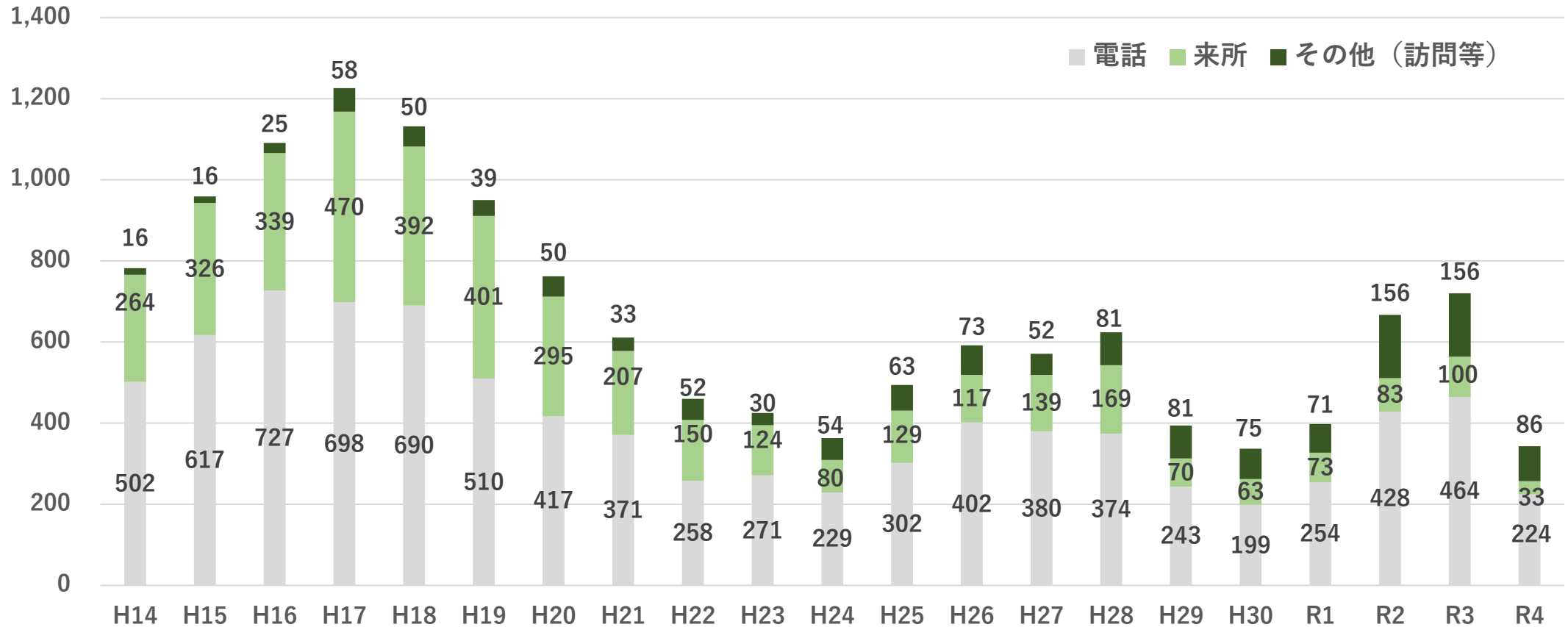
NPO法人 2団体

その他生活保護法に基づく更生施設、救護施設等の施設が想定される

V 配偶者からの暴力防止対策等に関する施策の相談・保護等の状況

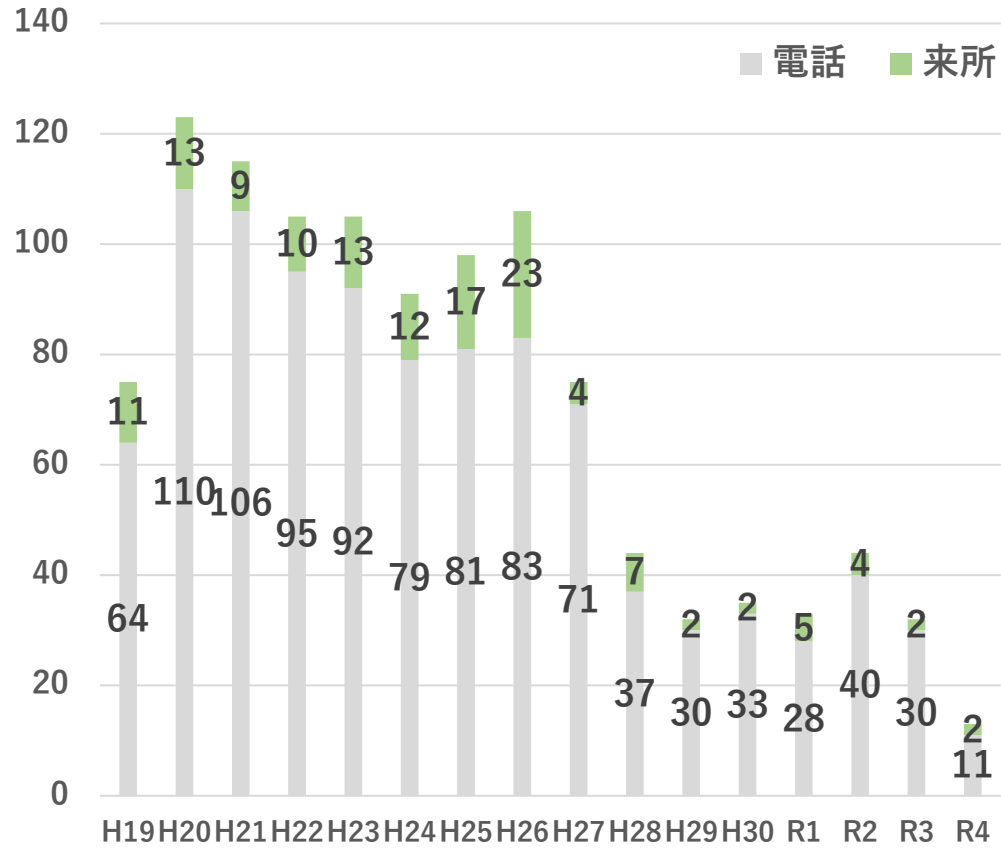
I. 県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

女性相談センター及び県保健福祉事務所

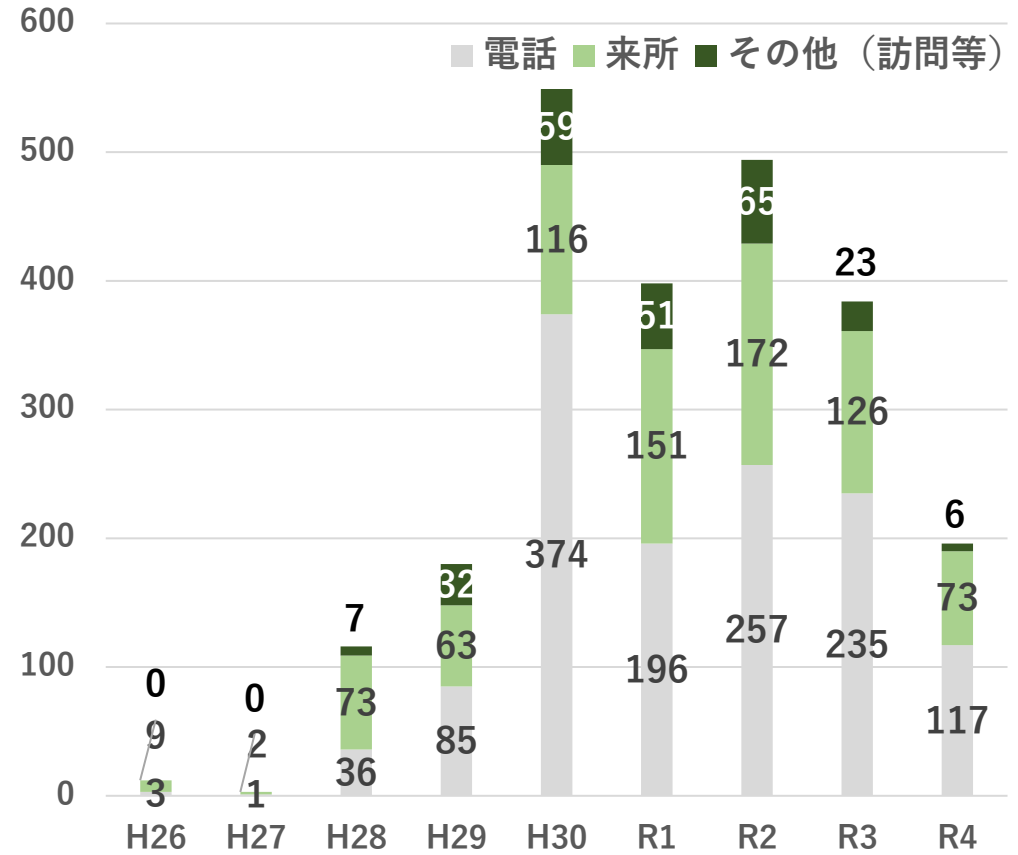


V 配偶者からの暴力防止対策等に関する施策の相談・保護等の状況

県男女共同参画センター「あいとぴあ」



安曇野市



V 配偶者からの暴力防止対策等に関する施策の相談・保護等の状況

2. 一時保護所・女性保護施設入所者支援

- (1) 手続関係 医療保険・年金保険等の手続の同行、住居確保のための支援等
- (2) 法的相談支援 地裁・家裁における各申立の支援、弁護士等への相談の同行等
- (3) 医療関係 受診同行等
- (4) 就労支援 解職・求職に関する書類の作成や同行等
- (5) DV被害者に対するカウンセリング及び心理学的判定

3. 保護命令の申立て（DV防止法第12条）にかかる裁判所への書面提出件数等（令和4年度）

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（健康保険証、年金手帳等）	…21件
国民保険加入等のためのDV相談証明	… 4件
児童手当請求等におけるDV相談証明	… 5件
住民基本台帳事務における支援措置申出に係る意見欄証明	… 0件
その他（居住証明、広域保育、在留資格更新等）	… 5件

VI 長野県における困難な問題を抱える女性への支援をめぐる課題（仮説）

1 相談窓口、支援等の利用を躊躇又は利用しない女性の存在

- ・ 女性相談センターが受け付ける相談の9割以上が電話による相談
- ・ 女性相談センターにおける一時保護件数及び人数は年々減少
- ・ 支援が必要な者の早期発見が弱い…相談をためらう、又はあえて相談しない者がいるのでは

2 複雑、多様な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の必要性

- ・ 女性相談センターの支援対象は母親中心。児童相談所、教育機関等との連携が必要
- ・ 女性相談員等の支援に関わる人材の資質向上、専門性の確保が重要に

3 支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約

- ・ DV等で追及のある方と居所がない等それ以外の方と一緒に保護しているため生活に制限（同伴児童の存在、通信機器の使用制限、外出、通勤・通学を認めない等）
- ・ 保護の長期化による同伴児童の学習や心身への影響、母親の心身のダメージへのケア
→ 支援者の状態に応じた保護先の確保

4 県内の女性支援に特化した民間主体が少ない